

令和5年度第2回袖ヶ浦市公民館運営審議会

1 開催日時 令和5年7月19日(水) 午後2時30分開会

2 開催場所 平岡公民館 2階視聴覚室

3 出席委員

委員長	齋藤 隆彦	委員	早川 敦
副委員長	片寄 礼子	委員	福原 孝彦
副委員長	篠原 和行	委員	前田 元子
委員	庄司 光利	委員	石井 喜三江
委員	土師 宏美		

(欠席委員)

委員	田中 輝博	委員	鈴木 美恵子
委員	大熊 弘子		

4 出席職員

教育部長	生方 和義	根形公民館顧問	平賀 栄三郎
生涯学習課長	島田 宏之	平岡公民館館長	鹿嶋 章夫
市民会館館長	大田 知司	平岡公民館顧問	在原 徹
市民会館副主幹	三沢 徹	平岡公民館主査	岡本 ヤヨイ
平川公民館館長	齋藤 秀夫	職員課長	森 和博
平川公民館顧問	多賀 克之	職員課副課長	地曳 雅樹
長浦公民館館長	須田 紀子	市民協働推進課長	泉水 雄一郎
長浦公民館顧問	地引 等	市民協働推進課副課長	高品 誠
根形公民館館長	加藤 宏明	市民協働推進課主査	木村 卓郎

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	1人

6 報告

(1) 市民会館・公民館事業の実施状況について

7 議題

(1) 令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出について

(2) 地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について

8 その他

9 議事

齋藤委員長

報告(1) 市民会館・公民館事業の実施状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料1 ページから3 ページについて、大田市民会館館長、齋藤平川公民館長、須田長浦公民館長、加藤根形公民館館長、鹿嶋平岡公民館長が説明)

齋藤委員長

報告(1) の件について、委員の皆様からご質問等があればお願いいたします。

片寄副委員長

2点質問いたします。1点目、事業については、各館順調にスタートしているとの印象を受けましたが、6月に台風によって2つの事業が中止、延期したとのこと。市民会館及び平川公民館の乳幼児家庭教育学級についてはそのまま中止ということですか。平川公民館の地域人材育成講座も延期となっていますが、これに代わるものは用意をされていますか。

もう1点、根形公民館の地域再発見講座の内容に、「広報そでがうら」についてとありますが、どのようなことが話題や議題となったのか説明をお願いします。

大田市民会館長

乳幼児家庭教育学級については、年間10回を予定しています。講師との具体的な調整はできていませんが、最後の講座が終わった後に実施をする予定で調整をしています。

多賀平川公民館顧問

地域人材育成講座についても、最後の回を終えた後に予定しています。

加藤根形公民館長

地域再発見講座について、昨年度、講座生にアンケートをとったところ、地域のことを幅広く知りたいという意見がありましたので、広報そでがうらについて話を聞くこととしました。内容は、第1号から現在までの広報誌の変遷や、広報誌ができるまでのお話を秘書広報課の職員2名から聞きました。

また、講話終了後に、過去の広報紙をまとめた冊子も見せていただくことがで

きました。講座生からは「担当の方の苦勞が伝わった。」や、過去の広報紙を見て「袖ヶ浦出身の方にはこんな人がいるのかとわかった。」、「また、お話を聞いてみたい。」等の意見が出ました。

前田委員

質問ではありませんが、今の話を聞いて思ったことですが、市の職員が講師となる講座があるのだとわかりました。自分も会議に出ると、市の方からお話を聞く場面があります。教えられる方も講師側も、お互いが意見を言って学び合えるということ、それが公民館の主催事業にあるということは、とても意義があることだと思います。カルチャーセンターのように一方通行、うまく言えませんが、何人来たのか、人数が集まればいいというその場限りで終わってしまうような、受講者も個人で完結してしまうというようなものと比べ、地域や市の行事に還元できるこのような講座は、とても良いものであると感じました。

齋藤委員長

他に質疑等がないようですので、報告（1）については終了いたします。

続きまして、5議題でございます。議題（1）令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出について、事務局から説明をお願いします。

事務局

（資料4ページ及び5ページについて、市民会館三沢副主幹が説明）

齋藤委員長

ただ今の説明について、委員の皆様からご質問等があればお願いいたします。質問がなければ委員の選出に移りたいと思います。

（質疑なし）

それでは、委員を決めたいと思いますが、これはどのように決めますか。

事務局

例年、地区ごとに分かれて、実行委員を決めていただいております。担当館の職員が参りますので、決まりましたらご報告をお願いします。

齋藤委員長

それでは、3時頃までに決めていただきますようお願いいたします。

（地区ごとに協議）

3時前ではありますが、決定されたようですので、各公民館から発表をお願いします。

(各館から、昭和地区は石井委員、長浦地区は庄司委員、蔵波地区は大熊委員、根形地区は田中委員が欠席のため、後日決定の上報告、平川地区は前田委員に決定との報告あり)

齋藤委員長

根形地区を除いて決定されたということですので、実行委員になられました委員の皆様よろしく申し上げます。

議題(1)についてはこれで終了いたします。

次に、議題(2)地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針についてであります。今回も、市長部局から市民協働推進課と職員課の職員の方々にお越しいただいております。まずは、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料6ページから11ページについて、大田市民会館長が概要を説明)

齋藤委員長

皆様からの質問をお受けしたいと思いますが、その前に私から一つ質問をさせていただきます。

コミュニティセンターの条例案と公民館条例のお話がありましたが、コミュニティセンター条例は新設で、公民館条例は残っていくのですか。

大田市民会館長

公民館条例は、一部改正をすることで考えています。例えば、公民館運営審議会の規定は公民館条例に規定します。大きく変わるのは、公民館の施設の部分が市長部局へ移るというところでございますので、使用料や減免の部分については、コミュニティセンターの設置条例で規定していきます。公民館で行う教室、講座、イベントに関すること、公民館運営審議会関係は、引き続き、公民館条例に残します。

齋藤委員長

改めまして、皆様からのご質問をお受けしたいと思います。来年施行という形になっています。12月議会の案件として提出されるということですので、審議会の中でわからないことなど、聞きたいことがあれば質問をしていただきたいと思います。

篠原副委員長

公民館を残すということは、仮称ですが、平岡コミュニティセンターと平岡公民館と二つの名前を掲げるということですか。それとも、コミュニティセンターの中に〇〇係という形で入るということでしょうか。木更津市は、公民館と市民学習センターという2つの名称があります。並列なのか、中に公民館があるのだという形にするのか、どちらにするのか教えてください。

大田市民会館長

まだはっきりとは決まっていますが、平岡コミュニティセンター（平岡公民館）という形で、公民館という位置づけは建物というわけではなく、公民館の機能は残すという考えでよろしいかと思えます。2つの条例で1つの施設の規定を定めます。公民館の建物は市長部局へ移り、公民館が同居している形となることをご理解ください。看板をどう掲げるのかについては、まだはっきりとはしておりません。

篠原副委員長

質問をした理由は、組織体制の案を見ると、生涯学習課は教育委員会に残りますが、公民館はセンターに入りますと括弧書きで書かれているので、どのようになるのかお聞きします。

大田市民会館長

生涯学習課は、社会教育全体を総括する課ですので、教育委員会として残ります。今回は、公民館の建物を移管するとうことで、公民館機能と一緒に建物を市長部局へ移します。

袖ヶ浦市の教育ビジョン等に沿った形で、社会教育の計画に基づき各公民館は事業を行うわけでありますが、計画の部分は教育委員会の中に残し、社会教育を実施する機関として公民館は市長部局へ移ります。当然、教育委員会と公民館の連携は今まで以上に密にしていきます。これまでも説明をしてきたとおり、公民館事業を崩壊させないように、連携して事業を行っていきます。

それから、先ほど説明が漏れてしまいましたが、市民会館については、「市民会館」という名称に愛着がありますので、市民会館については市民会館が前に出て、括弧書きで「昭和地区コミュニティセンター」とすることで考えています。

片寄副委員長

社会教育行政が市長部局へ移るのは、市民協働によるまちづくりを発展させるために公民館事業を吸収して、両方が良くなるようにというイメージだと思いますが、教育委員会としてどう考えていらっしゃるのか。公民館が発足したのは戦後の話ですが、その時の理念をどう守っていくのか、貫き通していくのか、

再度お聞きしたいと思います。

条例については一部改正されるということではありますが、公民館条例がどのように変わっていくのかは次の問題ではあるかもしれませんが、私たちにとっては条例案を早く見せていただきたい、文章で確認したいと思っています。そして、社会教育について一定の担保がされるということになっていますが、条例で網羅されているのか、その辺についても確認をしたいと思っています。

まずは教育委員会の考えについてお聞きしたいと思います。

島田生涯学習課長

そもそも社会教育は、戦後の反省に立って教育委員会で行われております。ご心配をいただきました点につきまして、どのようにやっていくのかと申しますと、コミュニティセンター長が公民館長を併任することにより、教育委員会として、社会教育の指揮命令系統を担保していきたいと考えています。生涯学習課は市内全体の社会教育の方向性を決めていくこととなりますが、市内には5地区あり、それぞれの特色に合った形で社会教育を実施しているのが公民館であります。今まで積み上げてきた社会教育を、更に発展させていきたいと考えています。また、公民館の活用と、市民の方々ご参加を進めていければと思います。

では、どのように進めていくのかと申しますと、現在、毎月、公民館長が参加する教育委員会の会議がありますが、現段階で細かいすり合わせはできておりませんが、今後もこのような会議を行うことで、教育委員会として社会教育を担保していきたいと考えております。

片寄副委員長

仮定の話となりますが、教育委員会の方針と行政の企画政策の方針が一致しないとき、社会教育を貫く立場としてどのようにお考えでしょうか。どの程度の発言力を持って進んでいかれるのでしょうか。条例案を見ていませんので、その辺が埋もれてしまうのではないかと考えています。市民の皆様マイナスとなってしまうといけないので、教育委員会としてのポリシーをお示していただく必要があるかと思えます。

人間的なものですが、コミュニティセンターとなった場合、社会教育と協働のまちづくりと2つの業務を行っていくわけですが、公民館事業については把握していますが、協働のまちづくりはどのようなことをしているのか、どういう体制で事業を行ってきたのか、前回もご回答がなかったように思います。協働のまちづくりについて何人の人員を要するのか、現行の公民館職員の数でやれるのかはとても大きな問題でありまして、実際に木更津市のコミュニティセンターの職員の方に伺ったところ、多くは話しませんでした。2つの仕事を行うことは大変であるとのニュアンスを受けました。公民館の仕事の他に仕事が入ってくることに、どのような組織になるのか不安です。公民館職員に負担をか

ければ、本来の社会教育からはずれてしまうと思います。職員がつぶれてしまえば、ひいては市民に不利になりますので、その辺の考えをお聞きしたいです。

森職員課長

組織改正案ですので、具体的に何人を配置するかは協議が進んでいませんが、公民館事業については今までどおりの体制をとるということで、これが土台になるのかなと考えています。協働のまちづくりの方ですが、長浦地区にはまちづくり協議会ができておりますので、事務量等を考えながら、追加的な増員が必要なのかを検討していきたいと考えておりますのでよろしくをお願いします。

福原委員

執行体制について教えていただきたいのですが、資料を見ると教育委員会と市長部局という形で示されておりますが、重複する部分は全くないのか、または重複することによって不都合は生じることはないのかお聞きします。

森職員課長

他のやり方として、コミュニティセンターと公民館を並列させて存在させるというやり方がありますが、その場合、それぞれが縦割りとなってしまう、逆に重複する部分が出てきてしまいますので、その辺を整理するために、コミュニティセンターの中で一体的に行えるように考えています。

福原委員

コミュニティセンターと公民館を並列させるとのことですが、人力的なことなど、無駄なものがたくさん出てきてしまいませんか。

森職員課長

説明の仕方が悪くて申し訳ありませんでした。今回は、コミュニティセンターと公民館を並列させないようにということで、コミュニティセンターの中で社会教育と協働のまちづくりを一体的に行っていくものでありますので、事務は整理されていくものと考えます。

福原委員

最初のお答えだと並列させるということだったと思いますが、並列させないということによろしいですか。

森職員課長

最初の説明では、コミュニティセンターと公民館を並列させるという方式も

あり得るというお話をしてしまったため、誤解を生じさせてしまい、申し訳ありませんでした。

正しくは、コミュニティセンターの中で社会教育と協働のまちづくりを一体的に行っていくという内容でございます。

齋藤委員長

その中で、人員を増やすことを検討しているということですか。

森職員課長

人員につきましては、各公民館によって違うと思いますが、例えば長浦地区は既にまちづくり協議会が発足しており先行しているところもございまして、地域の状況に応じて必要人数を配置したいと考えています。

石井委員

臨海スポーツセンターはどこの施設ですか。生涯学習課が所管する施設ですか。この辺がよくわかりません。生涯学習課が所管する施設とは、具体的にどこですか。

大田市民会館長

市民会館と各公民館の5つと、郷土博物館、図書館については中央図書館、おかのうえ図書館、平川図書館と3つあります。これらは全て、社会教育施設です。これらの施設を総括しているのが生涯学習課となります。

臨海スポーツセンターは、社会教育の一部ではありますが、社会体育施設となり、所管はスポーツ振興課です。

齋藤委員長

それらの施設を市長部局へ移管するのですか。

大田市民会館長

今回移管するのは、市民会館と各公民館、それから富岡分館の建物を市長部局へ移管します。

図書館と博物館については移管しません。

齋藤委員長

資料に「社会体育施設の利用に関すること」が入っていたのでわかりづらかったのではないのでしょうか。

大田市民会館長

書き方が理解しづらいかと思いますが、公民館には、運動施設が併設されている館がありますが、これらの施設の利用の予約及び許可書の発行については、施設予約システムというシステムを使って行っており、各公民館もそのシステムを使って許可書の発行等と行っています。生涯学習課はシステムの総括をしているため、システムを含めた施設の使用に関する部分を市長部局へ移管するものです。

システムには社会体育施設も含まれていることから、社会体育施設を含めたそれらの事務を市長部局へ移管することとして入っています。

石井委員

公民館にある体育館でスポーツサークル等が予約する場合は、どうなるのでしょうか。

大田市民会館長

公民館にあるのは体育館ではなく、多目的ホールです。講堂と体育館の間のようなものであると思ってください。講演会や演奏会、サークル等によるスポーツ活動を行ったりしていますが、いずれも社会教育活動の一つとして行われているものでありますので、社会教育施設の1つの部屋として捉えてください。

早川委員

都市公園における運動施設とは、百目木公園のことでよろしいですか。

大田市民会館長

百目木公園には野球場、ソフトボール場、テニスコートがあります。こちらについては、都市整備課が所管しています。ただし、これらの施設も、都市整備課から教育委員会に事務が委任されているため、公民館が施設予約システムを使って使用許可等の手続きを行っています。総合運動場、市営球場、陸上競技場も同じ施設予約システムで管理を行っていますので、資料の点線部分の、施設予約システムの所管を市長部局へ移すと考えていただければと思います。

篠原副委員長

言っていることはわかりませんが、やはり表記が市長部局とあり、コミュニティセンターとあるので、それらは同じものですか。

島田生涯学習課長

これは同じものです。社会教育施設と社会体育施設に係る予約システムについて、このシステムを市長部局のどこが引き受けるのかははっきりしない部分が

あるので、市長部局という記載をさせていただいています。

篠原副委員長

上の方は決まっていないということですが、公民館の予約は、コミュニティセンターでやるというのは変わらないのですね。

島田生涯学習課長

もう少し平たく言いますと、袖ヶ浦市は県の予約システムを利用しており、システムに関する県とのやり取り等の事務を所掌しているのが生涯学習課です。今後も、県のシステムの一般ユーザーとして使っていくことについては変わりはありません。

片寄副委員長

教育委員会はどういう点を注視して教育委員会の方針を通していくのか、両方を並行して仕事をしていくために、最低限守ってほしいこと、譲れないということがあると思います。今までと同じようなことですが、社会教育を今までどおり保てるのか教えていただきたいです。

生方教育部長

今の考え方としましては、公民館の機能は残すということ、箱物は市長部局にいきますが、公民館の機能は残りますので、社会教育事業を実施していきます。館長以下の職員は市長部局の職員にはなりますが、公民館事業を実施していくことになります。

事業の最終的な決裁権限は、教育委員会が持っていますので、その中できちんと取り組んでいきますので、変わらないということによろしいかと思います。

片寄副委員長

あくまでも教育委員会で事業の推進方法等、今までと変わらずやっていかれるということですね。市長部局の方針に埋もれてしまうことはないと理解してよろしいですか。

生方教育部長

公民館事業は社会教育ですので、教育委員会側でかかわっていきますので、ご心配はありません。

片寄副委員長

その結果が条例に整備されていくと思いますので、条例案ができたから見せていただきたいと思います。

もう一つ、よろしいですか。

長浦公民館には、市内で唯一のまちづくり協議会があります。まちづくり協議会が発足して1年が経つと思いますが、今やっている公民館の事業と協働のまちづくりの仕事が入ってきたことで変化といいますか、こういうことがよかったとか、これはどうなのかと思うことがありましたらお願いします。

須田長浦公民館長

今のところ、まちづくり協議会の事務は、市民協働推進課で行っておりますので、長浦公民館ではまちづくり協議会の事務は行っておりません。

斎藤委員長

先ほど決裁権者が変わらないとのお話がありましたが、コミュニティセンターの主管課はどこになりますか。

生方教育部長

主管課としては、市民協働推進課になります。公民館事業のところの権限は教育委員会が持ち、事務執行はコミュニティセンターの職員が行うということになります。

斎藤委員長

そうすると、公民館事業の決裁ルートは教育委員会の方に回るようになりますか。

生方教育部長

公民館事業については、決裁は教育委員会にあがってきます。

福原委員

実際に職員は、市長部局に席を置きながら教育委員会の仕事を行うのですか。うまくいくのかと個人的には考えますが。これから進める中で、スムーズにいくとは思いませんので、今後、検討しながら進めていただければと思います。

福原委員

職員はやりづらいのではないかと思います。上司が2人いるようなものだと思います。

片寄委員

市長部局の方が補助執行という形で公民館事業に携わるということになると

思います。現在、全ての館に専門の職員がいないと聞いていますが、専門の方がいない中で、一般職の職員が来て社会教育をやっているのか、社会教育のレベルが落ちないように、人事異動に配慮していただきたいと思います。社会教育の資格を持つ職員の育成について、これを一つのきっかけとして、社会教育担当職員の質を上げていただきたいと思います。

森職員課長

そのような社会教育の維持の辺りもふまえ、公民館条例を残しているのではないかと考えています。社会教育主事の配置につきましては、引き続き配慮していきたいと思います。

齋藤委員長

他に質問が無いようでしたら閉めさせていただきます。何かありましたら市民会館の方へお願いします。

事務局

前回開催された審議会での当該議案に対するご意見を4点いただいておりますので、ご紹介いたします。

1点目としましては、市民会館・公民館が市長部局に移管されることに伴い、企業活動や教育産業などの参入で既得権が認められてしまわぬよう、公の施設の基本として、市民に平等に貸し出しをすることを忘れないでいただきたい。

2点目としましては、社会教育法と地方自治法の考え方の違いから、生涯に渡っての学習機会の援助よりも、受益者負担という考え方が大きくならぬよう、減免等の廃止など、現在の公民館利用者に不利益が生じないようにお願いしたい。

しかし、市の限られた予算の中で施設の老朽化対策としての費用負担も避けられないことなのかもしれません。

3点目としまして、新年度予算編成時に市民協働推進課と公民館の双方で事業を併せた取り組みを考えてはいかがでしょうか。例えば男女共同参画事業の取り組みやフォーラムなどを利用しての実施など。企画政策部と教育部の連携を期待します。

4点目としまして、市民会館・公民館が市長部局に移管までの残り半年でそれぞれの部門がいろいろな知恵を出し合い、公民館が培った社会教育の手法と、まちづくり部門の市民との協働力を駆使して新しい公民館・コミュニティ活動・運営を期待します。

という貴重なご意見をいただきました。

提出されたご意見をふまえ、慎重に検討していきたいと思います。

齋藤委員長

それでは、議題2は終了といたします。最後に、その他について事務局からお願いいたします。

事務局

(市民会館 三沢副主幹から次回の公民館運営審議会の日時等を説明。)

大田市民会館長

次回、10月の会議は公民館の移管の話がメインになると考えます。今後、市民の皆様には条例案が示されると思いますが、12月議案上程前の最後の会議であり、踏み込んだ話ができると思いますので、審議をお願いします。

齋藤委員長

市民の皆様にとというのはパブコメのことですか。

大田市民会館長

パブコメに入る時期は、はっきりしていませんが、そこで示されると思います。

齋藤委員長

審議会の委員の皆様にもお示しいただけますか。

大田市民会館長

パブコメとは別に、皆様にはお知らせします。

齋藤委員長

いろいろご審議をいただきありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。ご審議お疲れさまでした。

午後4時4分 閉会

令和5年度第2回袖ヶ浦市公民館運営審議会

日時：令和5年7月19日（水）

14時30分から17時まで

場所：平岡公民館2階視聴覚室

次 第

1 開会のことば

2 委員長あいさつ

3 教育部長あいさつ

4 報告

(1) 市民会館・公民館事業の実施状況について

5 議題

(1) 令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出について

(2) 地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について

6 その他

7 閉会のことば

第25期袖ヶ浦市公民館運営審議会委員名簿(令和5年度)

No.		氏名	選出区分	備考
1	委員	庄司 光利	学校教育 小中学校長会代表	1期目
2	委員	土師 宏美	社会教育 文化協会代表	1期目
3	委員	田中 輝博	社会教育 子ども会育成会連絡協 議会代表	4期目
4	委員	早川 敦	社会教育 音楽協会代表	4期目
5	委員	福原 孝彦	社会教育 スポーツ協会代表	1期目
6	委員	齋藤 隆彦	家庭教育	4期目
7	委員	大熊 弘子	家庭教育	1期目
8	委員	片寄 礼子	学識経験者	4期目
9	委員	篠原 和行	学識経験者	2期目
10	委員	前田 元子	学識経験者	2期目
11	委員	石井 喜三江	学識経験者	2期目
12	委員	鈴木 美恵子	学識経験者	1期目

任期 令和4年7月1日から令和6年6月30日まで

4 報告 (1) 市民会館・公民館事業の実施状況について

【4月～6月実施】

施設名	事業名	日付	内 容	人数
市民会館	乳幼児家庭教育学級	6. 3	1回目/全10回 はじめまして！お友達と仲良くなろう♪ ※台風により延期 登録講座生15人	
	(平川公民館と合同開催)	6. 18	2回目/全10回 自然とふれあうむしの観察会	21人
	小学校家庭教育学級		現在検討中 (全5回 7月から実施予定)	
	中学校家庭教育学級	6. 26	1回目/全5回 成長期の子どものコンディションづくり (合同講演会)	12人
	子どもチャレンジ教室	5. 21	1回目/全8回 潮干狩り 登録講座生13人	38人
		6. 17	2回目/全8回 ほたる観察会	44人
	世代間交流事業		現在検討中 (11. 23に実施予定)	
	女性セミナー	5. 29	1回目/全7回 開講式・ボッチャ 登録講座生26人	20人
		6. 20	2回目/全7回 MYライフ&エンディングを考えよう	22人
	男性セミナー		現在検討中 (全3回 10月から実施予定)	
	単発講座		現在検討中 (12. 3に実施予定)	
	昭和ふれあい教室	5. 30	1回目/全8回 相続と争族のはなし 登録講座生116人	54人
		6. 20	2回目/全8回 MYライフ&エンディングを考えよう	54人
	地域人材育成講座		現在検討中 (全4回 9月から実施予定)	
平川公民館	乳幼児家庭教育学級	6. 3	1回目/全10回 はじめまして！お友達と仲良くなろう♪ ※台風により延期 登録講座生15人	
	(市民会館と合同開催)	6. 18	2回目/全10回 自然とふれあうむしの観察会	21人
	小学校家庭教育学級		現在検討中 (全5回 7月から実施予定)	
	中学校家庭教育学級	6. 26	1回目/全5回 成長期の子どものコンディションづくり (合同講演会)	3人
	子どもクラブ	4. 29	1回目/全7回 凧あげ大会へ参加しよう 登録講座生13人	5人
		5. 21	2回目/全7回 みんなでアイスクリームづくり&ゴーヤのタネ植え 登録講座生19人	14人
	書き初め教室		現在検討中 (全1回 12月実施予定)	
	園芸講座	5. 9	1回目/全8回 夏野菜の基礎知識 (みんなで作る平川公民館夏野菜農園) 登録講座生25人	24人
		6. 27	2回目/全8回 農園見学	20人
	初心者・シニア向けスマートフォン教室	5. 26	1回目/全5回 初心者・シニア向けスマートフォン教室	14人
	単発講座	6. 26	1回目/全2回 何歳からでも遅くない！大人の美文字講座	19人
	平川生活いきいき講座	6. 15	1回目/全7回 落語公演 登録講座生38人	22人
	おでかけ高齢者講座		現在検討中 (全2回 7月から実施予定)	
	地域人材育成講座	6. 3	1回目/全5回 命を守る防災ー平常時の備えを考えるー ※台風により延期 登録講座生23人	

施設名	事業名	日付	内 容	人数
長浦公民館	子育てパパ応援講座	6. 17	1回目/全5回 簡単工作（紙トンボ、吹き流しづくり）&プラズマカーで遊ぼう 登録講座生17名	親12人 子14人
	小中学校家庭教育学級	6. 26	1回目/全6回 成長期の子どものコンディションづくり（合同講演会）	9人
	わんぱく教室	5. 20	1回目/全8回 開級式、自然観察@潮干狩り	15人
	長浦ジュニアお琴教室	5. 20	1回目/全14回 開講式、【初心者】爪合わせ、楽譜の見方、演奏方法、琴の設置 【経験者】基礎練習（あわせ爪、すくい爪）、発表会に向けた曲の練習 登録講座生 初心者コース4名、経験者コース4名	6人
		6. 24	2回目/全14回【初心者】琴の弾き方、基礎練習（個別・全体）【経験者】基礎練習、発表会に向けた曲の練習	8人
	まるごと体験セミナー～1からのソバづくり～	6. 18	1回目/全7回 開講式、ソバの栽培方法について 登録講座生19名	16人
	ながうら遊学塾	5. 25	1回目/全7回 開講式、レクダンス 登録講座生46名	30人
		6. 15	2回目/全7回 あじさいウォーキング	33人
	お正月飾りづくり講習会		今後検討予定（全1回 12月実施予定）	
	長浦さわやかスクール	5. 18	1回目/全7回 開級式、レクリエーションゲーム 登録講座生177名	25人
6. 13		2回目/全7回 長浦歴史講話「失われた祭礼から見る長浦～飽富神社のお浜降りより～」	41人	
地域人材育成講座	6. 25	1回目/全5回 開講式、アイスブレイク 登録講座生14名	8人	
根形公民館	小中学校家庭教育学級	5. 26	1回目/全6回 成長期の子どものコンディションづくり（合同講演会）	1人
	ワーキングママ支援講座		現在検討中（全4回 8.23から実施予定）	
	花まる絵画教室	6. 24	1回目/全6回 開講式 自然を描こう 登録講座生15人	14人
	子ども絵画教室	5. 13	1回目/全9回 開講式 好きな絵を描こう 登録講座生19人	16人
		5. 27	2回目/全9回 屋外スケッチ（移動教室：千葉県立美術館、千葉市動物公園）	19人
		6. 17	3回目/全9回 第2回の作品仕上げ	19人
	ねがたオープンキャンパス（ねこまる）		現在検討中（全3回 7.31から実施予定）	
	成人絵画教室	5. 20	1回目/全10回 開講式 道具の使い方、デッサンの基本 登録講座生18人	16人
		6. 24	2回目/全10回 静物写生①（初夏の果物・野菜）	13人
	地域再発見講座	6. 14	1回目/全7回 開講式 「広報そでがうら」について 登録講座生23人	15人
	根形ニコニコ教室	5. 24	1回目/全10回 開級式 レクリエーションスポーツ 登録講座生42人	32人
		6. 15	2回目/全10回 健康に関する講話	26人
地域人材育成講座		現在検討中（全4回 9.1から実施予定）		

【4月～6月実施】

施設名	事業名	日付	内 容	人数
平岡公民館	お子さんと一緒に！健康な心と体づくり講座（幼児家庭教育学級）	6. 3	1回目/全5回 親子でダンス！ ※台風により9/9に延期 登録講座生 15組	
	小学校家庭教育学級		全5回 7. 14から実施予定	
	ひらおか子ども教室	6. 24	1回目/全6回 スライムを作ってあそぼう！	20人
	ひらおかハッピータイム（世代間交流事業）		全1回 12月に開催予定	
	わくわく女性倶楽部	5. 25	1回目/全6回 心も体も「ヨガ」でリフレッシュ！ 登録講座生45人	25人
		6. 21	2回目/全6回 漢方流～季節の養生法～	29人
	国際理解セミナー		全5回 10. 21から毎月1回実施予定	
	ひらおかシニアセミナー	5. 10	1回目/全6回 レクリエーション 登録講座生45人	30人
	みんなでつくる地域の避難所講座（地域人材育成講座）		全3回 7. 23から実施予定	

5 議題（1）令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出について

○日時 令和6年1月7日（日）

開式：午前10時30分（昭和、長浦、根形、平川地区）

午後 1時30分（蔵波地区）

○会場 昭和地区：市民会館

長浦地区：長浦公民館

蔵波地区：同上

根形地区：根形公民館

平川地区：平川公民館

○対象 平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれの

・市内に住民登録をしている者

・袖ヶ浦市内の小・中学校を卒業し、他市町村に住民登録している者で、出席を希望する者

○実行委員会構成員

二十歳代表、社会教育委員、公民館運営審議会、青少年相談員、青少年健全育成地区住民会議、生涯学習課、市民会館・公民館

◆ 実行委員の選出

令和5年6月26日付け袖教市第400号にて、袖ヶ浦市教育委員会教育長より、別紙（写）のとおり、令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出について依頼があったことから、地区毎に実行委員1名ずつの選出を行うものです。

昭和地区 _____

長浦地区 _____

蔵波地区 _____

根形地区 _____

平川地区 _____



袖教市第400号
令和5年6月26日

袖ヶ浦市公民館運営審議会委員長 様

袖ヶ浦市教育委員会
教育長 御園 朋夫



令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出について（依頼）
向暑の候、貴職におかれましては益々ご清祥のこととご推察申し上げます。
さて、例年各地区にて開催している二十歳を祝う会ですが、令和6年1月7日（日）の開催に向けて準備を進めているところです。
つきましては、令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員会を組織するにあたり、ご多忙の折恐縮に存じますが、下記により貴団体から実行委員を選出していただきたくお願い申し上げます。

記

- 1 選出依頼人数 5名（昭和、長浦、蔵波、根形、平川地区 各1名）
- 2 選出期日 令和5年7月21日（金）まで
- 3 提出方法 別添の二十歳を祝う会実行委員選任書を担当まで提出して下さい。なお、鏡文は不要です。

【連絡先】

袖ヶ浦市民会館 担当：富士井
電話 62-3135

5 議題（2）

地域のまちづくり施策推進に併せた 公民館施設の活用方針について

令和5年7月19日

生涯学習課、市民会館
市民協働推進課、職員課

公民館移管に伴う組織編成の考え方【案】

1 公民館移管に伴う業務の在り方

①方針

- ・移管後も公民館事業や社会教育に関する取組等を変わりなく推進する。
- ・（仮称）コミュニティセンターは、社会教育の拠点と地域まちづくりの拠点とする。
- ・社会教育と地域まちづくりを一体的に推進できる体制とする。

②業務の執行方法

- ・生涯学習課にて引き続き、社会教育全体の計画・推進を行い、公民館は社会教育の拠点として各種事業を実施する。
- ・市民協働推進課は、まちづくり関係全体の計画・推進を行い、（仮称）コミュニティセンターは地域まちづくりの拠点としての役割を担う。
- ・公民館の事務及び（仮称）コミュニティセンターの事務は、（仮称）コミュニティセンター職員が実施する。

2 行政センターの在り方

（仮称）コミュニティセンターと行政センターは一体的に業務を推進する。

教育委員会から移管する事務について【案】

生涯学習課が所管する事務の一部

- ・ 社会教育施設の利用に関すること
- ・ 社会体育施設の利用に関すること
- ・ 都市公園における運動施設の利用に関すること



市長部局

公民館が所管する事務の全部

- ・ 原則、現在公民館で実施している全ての事務事業



(仮称) コミュニティセンター

生涯学習課所管事務のうち、施設予約システムに係る事務について市長部局へ移管します。

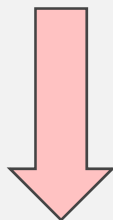
公民館所管事務は（仮称）コミュニティセンターで実施します。

令和6年度以降の執行体制(組織体制)【案】

市長部局

企画政策部

市民協働推進課



協働のまちづくりは市民協働推進課
社会教育は生涯学習課がそれぞれ計画・推進を担う

(仮称) コミュニティセンター (公民館)

社会教育・協働のまちづくりの拠点

- ・施設管理、利用許可
- ・地域まちづくり関係

- ・公民館事業
- ・各種講座の開催

教育委員会

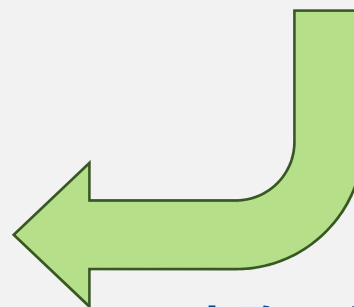
教育部

生涯学習課

社会教育班

文化振興班

公民館



事務の全部

(仮称)コミュニティセンターの執行体制【案】

(市民会館・〇〇公民館)

〇〇コミュニティセンター

企画政策部
施設所管：市長部局



〇〇コミュニティセンター所長

(〇〇公民館長)
(〇〇行政センター所長) ※平川・長浦のみ
(平川図書館長) ※平川のみ



コミュニティセンター職員

(〇〇行政センター職員)
※平川・長浦のみ

- ・施設管理、利用許可
- ・地域まちづくり関係

- ・公民館事業
- ・各種講座の開催

コミュニティ
センターで実施

平川・長浦行政センター

行政センター事務は
コミュニティセンター職員が行う

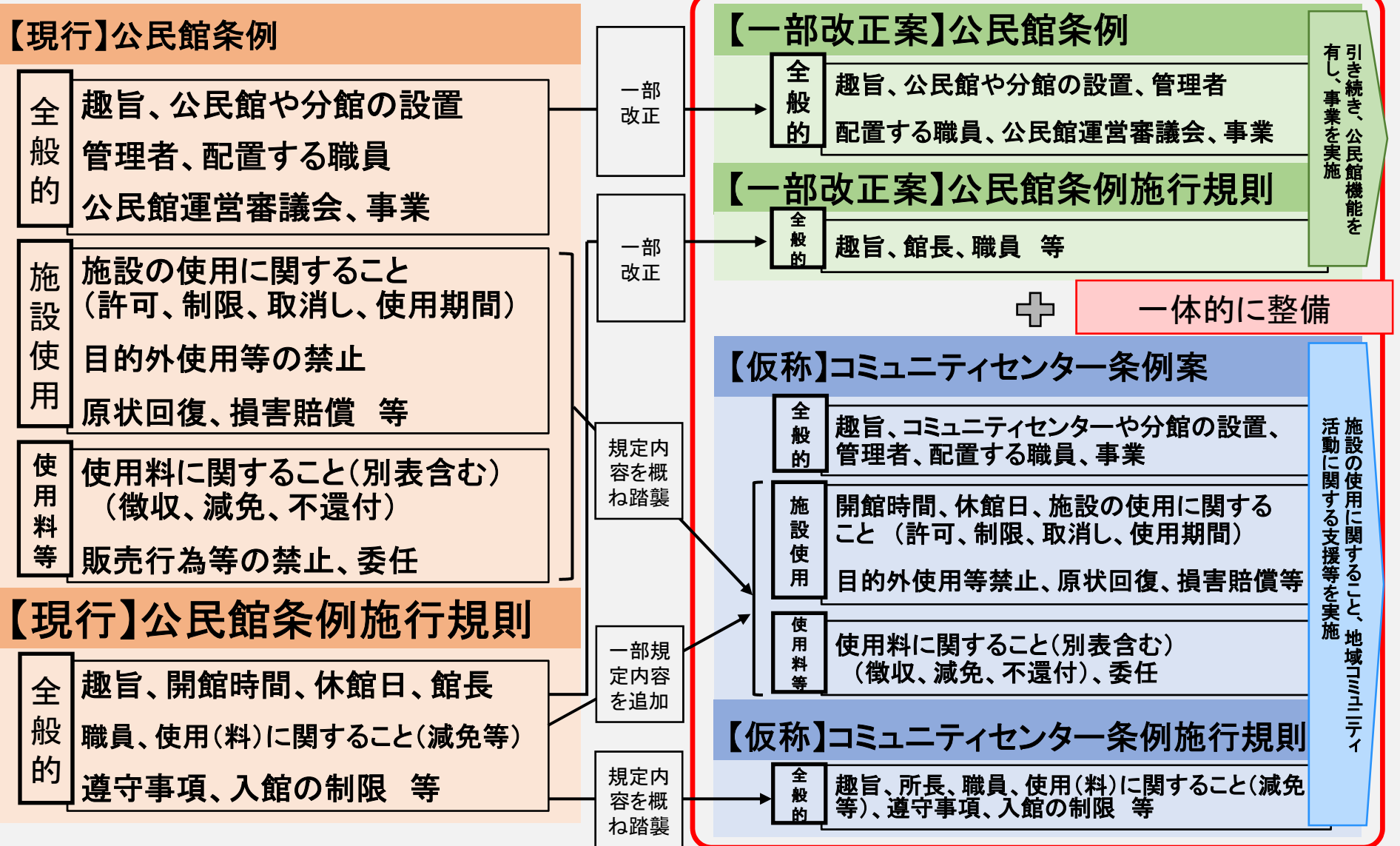
市民子育て部

行政センターで行う事務

- ・住民基本台帳、戸籍
- ・保険、税、福祉関係事務
- ・その他各種委託事務

公民館条例(一部改正案)・(仮称)コミュニティセンター条例案_全体概要

※現時点での案(規則案含む)。今後も調整を図る



【参考資料】

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条及び第30条第2項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、社会教育の振興並びに市民の生活文化の向上と福祉の増進を図るため、公民館並びに市民会館を袖ヶ浦市に設置する。

2 公民館並びに市民会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
袖ヶ浦市平川公民館	袖ヶ浦市横田115番地1
袖ヶ浦市民会館	袖ヶ浦市坂戸市場1566番地
袖ヶ浦市長浦公民館	袖ヶ浦市蔵波513番地1
袖ヶ浦市根形公民館	袖ヶ浦市下新田1277番地
袖ヶ浦市平岡公民館	袖ヶ浦市野里1563番地1

(分館の設置)

第2条の2 平川公民館に分館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富岡分館	袖ヶ浦市吉野田622番地2

(管理)

第3条 公民館及び市民会館の管理者は、袖ヶ浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

(職員)

第4条 公民館及び市民会館に、それぞれ館長その他の職員を置く。

(公民館運営審議会)

第5条 社会教育法第29条第1項の規定により公民館運営審議会を置く。

2 公民館運営審議会は、社会教育法第29条第2項に規定するもののほか、市民会館の運営に関し教育委員会の諮問に応ずるものとする。

3 公民館運営審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

4 委員の定数は、12人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員が、第3項に規定する者に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であっても委嘱を解くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、公民館運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(事業)

第6条 公民館及び市民会館は、社会教育法第22条に規定する事業のほか、公共の福祉増進のための施設の提供に供する事業を行う。

(使用の許可)

第7条 公民館並びに市民会館の施設及びその附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、公民館及び市民会館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号の一に該当する場合には、公民館及び市民会館施設等の使用を許可しないことができる。

(1) その使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

- (2) その使用が公民館及び市民会館の設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他公民館及び市民会館の管理上支障があると認められるとき。

(使用の許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、第7条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当する場合は、その使用を制限し、又はその許可を取り消し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条第2項の規定による使用の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (5) その他公民館及び市民会館の管理上支障があると認められるとき。

2 前項の規定により使用者において損害を生ずることがあっても教育委員会は、その賠償の責を負わない。

(使用期間)

第10条 公民館及び市民会館は同一使用者が同一施設を引き続き3日以上にわたって使用することはできない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるとき、又は公民館及び市民会館の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に公民館及び市民会館を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。

(模様替え等)

第12条 使用者が公民館及び市民会館の使用に際しこれを模様替えし、又は設備等を附加しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第13条 使用者は、その使用を終了したとき（第9条の規定により使用について制限又は許可の取り消し、若しくは停止があったときを含む。）は、直ちに原状に復さなければならない。

2 使用者が、前項に規定する義務を履行しない場合においては、教育委員会が執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第14条 使用者は、公民館及び市民会館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第15条 使用者は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の徴収)

第16条 使用料は、使用の許可と同時に徴収する。

2 国又は地方公共団体その他これに類する団体に使用許可した場合は、前項の規定にかかわらず、別に納期を指定して徴収することができる。

(使用料の減免)

第17条 教育委員会が特に認めるときは、第15条の使用料の額を減額し、又はその使用料の額を免除することができる。

(使用料の不還付)

第18条 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときには、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他使用者の責によらない理由により使用ができなかったとき。
- (2) 教育委員会が公用又は公共用その他やむを得ない理由により使用を取り消し、又は使用を中止したとき。
- (3) 使用者が使用期日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。

(販売行為等の禁止)

第19条 公民館並びに市民会館及びその敷地内において物品の販売その他これに類する行為をしては

ならない。ただし、教育委員会の許可を受けて行う場合は、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表第1 (第15条関係)

市民会館

区分	午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
1階		
会議室	340円	370円
研修室	230円	350円
調理実習室	650円	910円
和室1	230円	350円
和室2	230円	350円
大ホール(楽屋1・2、 ホワイエ等含む。)	5,740円	8,620円
大ホール(舞台のみを 使用する場合)	1,720円	2,580円
2階		
会議室1	340円	370円
会議室2	340円	370円
講義室	340円	370円
和室	230円	350円
研修室	650円	910円
3階		
中ホール	1,230円	1,840円
レストラン(厨房、パン トリー、倉庫、パッケー ジ室含む。)	1月につき 215,000円	

平川公民館

区分	午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
1階		
体育室	1,840円	2,760円
会議室	340円	370円
多目的室	650円	910円
2階		
視聴覚室	650円	910円
会議室1	230円	350円
会議室2	230円	350円
保育室	230円	350円
和室	340円	370円
調理実習室	650円	910円

長浦公民館

区分	午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
1階		
多目的ホール	1,230円	1,840円
多目的室	650円	910円

2階		
会議室 1	340円	370円
会議室 2	340円	370円
和室 1	230円	350円
和室 2	230円	350円
創作室	340円	370円
視聴覚室	650円	910円
調理実習室	650円	910円
研修室 1	340円	370円
研修室 2	340円	370円

根形公民館

区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
1階		
野外ステージ	650円	910円
多目的ホール	1,230円	1,840円
2階		
会議室	340円	370円
講義室	340円	370円
研修室	340円	370円
和室	230円	350円
アトリエ	340円	370円
調理実習室	650円	910円
視聴覚室	650円	910円

平岡公民館

区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
1階		
多目的ホール	1,230円	1,840円
会議室	230円	350円
2階		
会議室 1	340円	370円
会議室 2	340円	370円
和室	340円	370円
研修室	650円	910円
調理実習室	650円	910円
視聴覚室	650円	910円

平川公民館富岡分館

区分	午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
多目的ホール	1,230円	1,840円
会議室	340円	370円
和室	340円	370円
調理実習室	650円	910円

備考

- 1 使用料は、1時間当たりの使用料（以下「単位使用料」という。）に使用時間数を乗じて算定する。
- 2 本市の住民でない者（本市に存する事業所等に勤務する者を除く。）が使用する場合は単位使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加算した額とする。

- 3 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の単位使用料は、前2項の単位使用料に規定使用料の5割に相当する額を加算した額とする。
- 4 単位使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その都度これを切り捨てる。
- 5 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。
- 6 6月1日から9月30日までは、「午後9時」を「午後9時30分」とする。

別表第2（第15条関係）

体育室又は多目的ホールをアマチュアスポーツとして使用する場合（冷房又は暖房を使用しない場合に限る。）

施設区分		午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
平川公民館	体育室（全面）	530円	680円
	体育室（半面）	260円	340円
長浦公民館	多目的ホール	280円	390円
根形公民館			
平岡公民館			
平川公民館富岡分館			

備考

- 1 使用料は、1時間当たりの使用料（以下「単位使用料」という。）に使用時間数を乗じて算定する。
- 2 本市の住民でない者（本市に存する事業所等に勤務する者を除く。）が使用する場合の単位使用料は、規定使用料の5割に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。
- 4 6月1日から9月30日までは、「午後9時」を「午後9時30分」とする。

別表第3（第15条関係）

附属設備使用料

品名	単位	使用料 (1時間につき)
ピアノ	1台	440円
エレクトーン	1台	440円
第1ボーダーライト	1式	890円
第1サスペンションライト		
第2ボーダーライト		
第2サスペンションライト		
ホリゾントライト		
シーリングライト		
フロントサスペンションライト		
フットライト	1台	130円
ステージスポットライト	1台	40円
レコードプレーヤー	1台	220円
テープレコーダー	1台	220円
マイクロホン	1本	80円
16ミリ映写機	1台	220円
スライド映写機	1台	220円
ビデオプロジェクター	1台	440円
ビデオデッキ	1台	220円
CDプレーヤー	1台	220円

CD・MDプレーヤーコンポ	1台	220円
DVDプレーヤー	1台	220円
LDプレーヤー	1台	220円
ブルーレイレコーダ	1台	220円
スクリーン	1面	70円
反響板	1式	520円
三点吊りマイク	1式	440円
拡声装置	1台	220円
大ホール拡声装置	1式	520円
ステージスピーカー	1式	130円
はね返りスピーカー	1式	50円
チェロ	1台	440円
コントラバス	1台	440円
クラリネット	1本	440円
オーボエ	1本	440円
ファゴット	1本	440円
チューバ	1台	440円
シンバル	1組	440円
ティンパニー	1台	440円
指揮者台	1台	20円
指揮者用譜面台	1台	20円
譜面台	1台	10円
平台	1枚	30円
大ホール講演台	1台	130円
屏風	1双	260円

附属設備使用料その2

品名	単位	使用料 (1回当たり)
陶芸窯(素焼き)	1台	1,000円
陶芸窯(本焼き)	1台	2,000円

備考

- 1 平台には箱足、開足を含む。
- 2 大ホール講演台には司会者台、花台を含む。
- 3 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（昭和49年条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

2 夜間使用の場合は、午後9時までとする。ただし、6月1日から9月30日までの期間においては、午後9時30分までとする。

(休館日)

第3条 公民館及び市民会館の休館日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(連絡調整に当たる公民館)

第4条 条例第2条に規定する市民会館は、同条に規定する他の公民館の連絡調整に当たる公民館とする。

2 前項に規定する連絡調整に当たる公民館は、当該公民館の事業のほか、他の公民館が個々に処理することが不適当と認められる事業を実施するものとする。

(館長)

第5条 条例第4条の規定により置く館長は、上司の命を受け館務を掌理し、所属職員を監督する。

(職員の職及び職務)

第6条 条例第4条の規定により、公民館及び市民会館に置く職員の職及び職務は次のとおりとする。

職	職務
顧問	館長を補佐し、館運営及び地域連携に助言と指導を与える。
副館長	館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは館長の職務を代理する。
副参事	上司の命を受け、特命若しくは専門的調査、研究及び企画に関する事務に従事する。
主幹	上司の命を受け、特命若しくは専門的調査、研究及び企画に関する事務に従事する。
副主幹	上司の命を受け、特命若しくは専門的調査、研究及び企画に関する事務に従事する。
主査	上司の命を受け、特命若しくは専門事項の調査に従事する。
副主査	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする一般事務に従事する。
社会教育主事	上司の命を受け、社会教育を行なう者に専門的、技術的な助言と指導を与える。
主任主事	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする一般事務に従事する。
主任技師	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする一般技術に従事する。
主事	上司の命を受け、一般事務に従事する。
技師	上司の命を受け、一般技術に従事する。
事務補助員	上司の命を受け、主事等の職務を助ける。

(使用の手続等)

第7条 条例第7条の規定により、公民館及び市民会館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、袖ヶ浦市公民館及び市民会館使用許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書に使用計画等の添付をさせることができる。

3 申請者（本市に在住、在勤又は在学している者（以下「市内利用者」という。）に限る。）は、施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の1日から15日までの間に申請の予約を行わな

ればならない。この場合において、一の施設等に複数の予約があったときは、教育委員会は当該施設等の使用許可を申請できる者（以下「予約申請者」という。）を抽選により選ぶものとし、当該予約をした者が1人であるときは、その者を予約申請者とする。

4 前項の抽選は、施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の16日に行う。

5 第3項の予約申請者となった者は、施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の17日から25日までの間に第1項の申請書を提出し教育委員会の許可を受けなければならない。この場合において、当該期間内に教育委員会の許可を受けることができなかつた予約申請者は、その資格を失う。

6 教育委員会は、第3項前段に規定する申請の予約を行う期間に予約を行う者が存在しないときは、その期間の翌日後に、第3項の規定により予約申請者となった者がその予約を取り消したとき及び前項後段の規定により予約申請者がその資格を喪失したときは、当該事実が発生した日以後に、最も早く予約を行った申請者（施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の25日までに予約を行える申請者は、市内利用者に限る。）を予約申請者とする。

7 前項の規定により予約申請者となった者は、当該予約に係る施設等を使用しようとする日の3日前までに第1項の申請書を提出し教育委員会の許可を受けなければならない。この場合において、当該期間内に教育委員会の許可を受けることができなかつた予約申請者は、その資格を失う。

8 教育委員会は、施設等を使用しようとする日の2日前において予約を行う者が存在しないときは、同日以後最も早く予約を行った申請者を予約申請者としてすることができる。この場合において、当該予約申請者は、当該予約に係る施設等を使用しようとする日までに第1項の申請書を提出し教育委員会の許可を受けなければならない。

（使用許可）

第8条 教育委員会は、公民館及び市民会館施設等の使用を許可したときは、袖ヶ浦市公民館及び市民会館使用許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

（使用許可の順序）

第9条 使用許可の順序は、申請の順序とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（使用時間）

第10条 公民館及び市民会館施設等の使用期間は、教育委員会の使用許可を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 公民館及び市民会館施設等の使用開始後の使用時間の延長は、これを認めない。ただし、教育委員会が他の使用に支障がないと認めたときは、この限りでない。

（使用の取消し及び変更）

第11条 公民館及び市民会館施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、その使用を取り消し、又は変更しようとする場合は、速やかに袖ヶ浦市公民館及び市民会館使用（取消・変更）許可申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 使用許可の変更は他の使用に支障が生じない場合に限り許可する。

3 教育委員会は使用の取消し又は変更を許可したときは、袖ヶ浦市公民館及び市民会館使用（取消・変更）許可書（様式第2号）を使用者に交付するものとする。

（使用制限等の通知）

第12条 教育委員会は、条例第9条の規定により公民館及び市民会館の使用を制限し、又はその許可を取り消し、若しくは停止した場合は袖ヶ浦市公民館及び市民会館使用制限通知書（様式第3号）を交付する。

（特別設備の附加）

第13条 公民館及び市民会館の使用に際し、これを模様替えし、又は設備等を附加しようとする者は、第7条第1項の申請書にあわせて袖ヶ浦市公民館及び市民会館特別設備等許可申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

（使用料の減免）

第14条 条例第17条の規定による使用料の減免は、別表に定めるところによる。

2 市内の公共的団体、社会教育関係団体、地域コミュニティ団体、福祉団体、NPO法人、高齢者団体及び障害者福祉団体が減免を受けようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ登録をしなければならない。

(使用料の還付申請)

第15条 条例第18条ただし書の規定により還付を受けようとする者は、袖ヶ浦市公民館及び市民会館使用料還付申請書(様式第5号)に使用料を納付したことを証する書面及び袖ヶ浦市公民館及び市民会館使用取消許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第16条 条例第18条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 条例第18条第1号に該当するとき 全額
- (2) 条例第18条第2号に該当するとき 状況によりその都度教育委員会が定める。
- (3) 条例第18条第3号に該当するとき 半額

2 条例第9条の規定により教育委員会がその使用を制限し、又はその許可を取り消し、若しくは停止させた場合は、前項の場合に準じ、その都度状況に応じて教育委員会が定める。

(プログラム等の提出)

第17条 映画、演劇、音楽、舞踊その他これに類する催し物をするために公民館及び市民会館を使用する場合、使用者は、あらかじめプログラム等を教育委員会に提出しなければならない。

(職員の立ち入り)

第18条 使用者は、関係職員が管理運営上必要と認める場合、会場に立ち入ることを妨げてはならない。

(使用後の点検)

第19条 使用者は、使用後関係職員にその旨を告げ、点検を受けなければならない。

2 点検の結果公民館及び市民会館施設等にき損又は紛失等があったときは、復元又は損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第20条 使用者及び入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 入館人員は、収容定員を超えないこと。
- (2) あらかじめ指定された場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (3) 建物その他の物件をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 許可を受けずに、物品の販売をしないこと。
- (6) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (7) 特に許可を受けたもののほか、所定の場所に備え付けた物件を移動しないこと。
- (8) その他職員の指示に違反し、公民館並びに市民会館の秩序をみだす行為をしないこと。

(入館の制限)

第21条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 危険物、他人の迷惑になる物品若しくは動物(身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)の類を携行する者
- (2) その他管理運営に支障があると認められる者

(広告類の掲示等禁止)

第22条 公民館及び市民会館内及びその敷地内においては、教育委員会が許可したもののほか、広告その他これに類するものを掲示若しくは配布してはならない。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、公民館及び市民会館の管理運営に関し、必要な事項は館長が定める。

別表(第14条関係)

使用区分	減免する額
(1) 市(市の行政機関及び市が加入している一部事務組合等を含む。)が、主催又は共催するとき。	全額
(2) 国又は他の地方公共団体が、行政目的のために使用するとき。	全額
(3) 市内の幼稚園、保育所、保育園、認定子ども園、小学校、中学校、	全額

高等学校及び特別支援学校が、教育又は保育活動で使用するとき。	
(4) 市内の公共的団体が、市の行政活動に協力する目的で使用するとき。	全額
(5) 市内の社会教育関係団体が、その目的のために使用するとき。	全額
(6) 市内の地域コミュニティ団体が、その目的のために使用するとき。	全額
(7) 市内の福祉団体、NPO法人が、その目的のために使用するとき。	全額
(8) 市内の高齢者団体が、その目的のために使用するとき。	全額
(9) 市内の障害者福祉団体が、その目的のために使用するとき。	全額
(10) その他使用目的の公益性から教育委員会が必要と認めるとき。	その都度決定する。

備考

- 1 市内の公共的団体とは、国、県又は市と協力して活動している団体をいう。
- 2 市内の社会教育関係団体とは、社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する団体で、別に定める登録に関する基準を満たす団体をいう。
- 3 市内の地域コミュニティ団体とは、地域住民の福祉の向上のための活動を行っている団体をいう。
- 4 市内の福祉団体とは、市民福祉の向上を目的として活動する団体をいう。
- 5 市内の高齢者団体とは、半数以上が市内に在住する65歳以上の高齢者で構成する団体で、高齢者福祉の向上を目的とする団体をいう。
- 6 市内の障害者福祉団体とは、半数以上が市内に在住する障害者で構成する団体で、障害者福祉の向上を目的とする団体をいう。

【情報提供資料】

令和4年度 昭和地区住民会議坂戸の森みどりの会 事業報告

期日	事業名	内容	会場	出席者等
5月17日(火)	第1回理事会	総会、研修会、青少年健全育成推進大会協力員及び感謝状被贈呈候補者推薦、市民会議理事の選出について、情報交換	市民会館	理事 18人
5月28日(土)	総会	令和3年度事業報告、決算・監査報告、令和4年度事業計画(案)、予算(案)、役員の改選について	市民会館	承認 102人 不承認 0人 (会員数 114人)
	研修会	「次代を担う子どもと地域の関り」 袖ヶ浦市教育委員会 教育長 御園 朋夫 氏	市民会館	出席 34人
6月14日(火)	第2回理事会	夏季愛のパトロール、グラウンドゴルフ体験会、子ども安全パトロール研修会・交流会、レクリエーション行事、情報交換	市民会館	理事 16人
7月9日(土)	グラウンドゴルフ体験会	7月23日(土)開催予定の子どもスポーツ大会のグラウンドゴルフの体験会	坂戸神社の森の広場	参加者 14人
7月16日(土)～ 8月25日(木)	夏季愛のパトロール	青少年の非行防止パトロール	昭和地区	協力者 19人
9月13日(火)	第3回理事会	夏季愛のパトロール、グラウンドゴルフ体験会、子ども安全パトロール研修会・交流会実施報告、世代間交流事業について、情報交換	市民会館	理事 13人
9月14日(水)	会報17号発行	坂戸の森みどりの会会報17号を発行し、昭和地区内の自治会へ回覧する。	昭和地区	
10月22日(土)	レクリエーション行事	レクリエーションを通じた交流事業 カップ、モルック	昭和小学校	参加者 14人
11月23日(祝・水)	世代間交流事業	自然素材を使ったクリスマスリースづくり、お正月お飾りづくり	市民会館	参加者 117人 協力者 10人
1月8日(日)	二十歳を祝う会	昭和地区二十歳を祝う会への協力	市民会館	実行委員 1人
3月14日(火)	第4回理事会	レクリエーション行事、世代間交流事業実施報告、令和4年度事業報告及び決算見込、令和5年度事業計画(案)及び予算(案)、総会について、情報交換	市民会館	理事 15人
3月31日(金)	監査	令和4年度監査	市民会館	監事 2人
通年	子ども安全パトロール	子ども達が登下校する際のながらパトロール 241人(うち今年度登録 11人)	昭和地区	
通年	高齢者見守りネットワーク	日常活動時の地域の高齢者のさりげない見守り	昭和地区	

令和5年度 昭和地区住民会議坂戸の森みどりの会 事業計画

期日	事業名	内容	会場
5月16日(火)	第1回理事会	令和5年度総会について、令和5年度役員について、情報交換	市民会館
5月27日(土)	総会	令和4年度事業報告、決算・監査報告、令和5年度事業計画(案)、予算(案)、役員改選について	市民会館
6月27日(火)	第2回理事会	夏季愛のパトロール、グランドゴルフ体験会、子ども安全パトロール研修会・交流会、情報交換	市民会館
7月	会報18号発行	坂戸の森みどりの会会報18号を発行し、昭和地区内の自治会へ回覧する。	昭和地区
7月21日(金) ～8月29日(火)	夏季愛のパトロール	青少年の非行防止パトロール	昭和地区
9月5日(火)	第3回理事会	グランドゴルフ体験会報告、夏季愛のパトロール報告、レクリエーション行事、世代間交流事業について、情報交換	市民会館
9月または10月 ※子どもスポーツ大会に合わせて要調整	グラウンドゴルフ体験会	グラウンドゴルフ体験会	坂戸神社の森の広場
10月	レクリエーション行事	レクリエーションを通じた交流事業	奈良輪小学校体育館
11月23日(祝・木)	世代間交流事業	自然素材を使ったクリスマスリースづくり、正月お飾りづくり	市民会館
1月7日(日)	袖ヶ浦市二十歳を祝う会	昭和地区二十歳を祝う会への協力	市民会館
1月	会報19号発行	坂戸の森みどりの会会報19号を発行し、昭和地区内の自治会へ回覧する。	昭和地区
3月12日(火)	第4回理事会	レクリエーション行事、世代間交流事業実施報告、令和5年度事業報告及び決算見込、令和6年度事業計画(案)及び予算(案)、総会について、情報交換	市民会館
3月31日(日)	監査	令和5年度監査	市民会館
未定	子ども安全パトロール研修会・交流会	子ども安全パトロールの登録者を対象にした研修会及び交流会	市民会館
通年	子ども安全パトロール	子ども達が登下校する際のパトロール	昭和地区
通年	高齢者見守りネットワーク	日常活動時の地域の高齢者のさりげない見守り	昭和地区

令和4年度 地区住民会議中富ふれあいの会 事業報告

期 日	事業名	内 容	会 場	参加者
4月28日(木) 18:30	第1回理事会	・令和4年度定期総会の開催について ・袖ヶ浦市青少年育成者感謝状贈呈候補者の推薦について	平川公民館	役員11名 職員2名
5月21日(土) 10:00	定期総会	・令和3年度事業報告・決算・監査報告について ・令和4年度事業計画(案)・予算(案)について ・役員の変更について	平川公民館	役員等19名 委任状98名 職員2名
6月1日(水) 15:00	青少年育成袖ヶ浦市民会議 第1回理事会	・役員を選出について ・令和3年度事業報告・決算・監査報告について ・令和4年度事業計画(案)・予算案について ほか	袖ヶ浦市役所	職員1名
6月4日(土) 9:30	第1回花いっぱい活動	花植え	平川公民館 東横田駅 富岡分館	役員等 会員
	第2回理事会	・令和4年度デイキャンプ代替行事・夏季愛のパトロールの開催について ほか	平川公民館	役員等
6月10日(金) 19:00	青少年健全育成推進大会 第2回実行委員会	・当日の役割分担について ・感謝状選考委員会の結果について	市民会館 中ホール	協力員2名
6月	第1回地区住民会議事務局担当者会議	・市民会議・各地区住民会議の情報交換・連携	袖ヶ浦市役所	中止
6月29日(水) 13:00	久留里線活性化プロジェクト実行委員会総会	・役員を選出について ・令和3年度事業報告・決算・監査報告について ・令和4年度事業計画(案)・予算(案)について ほか		欠席
7月2日(土) 13:00	令和4年度青少年健全育成推進大会	袖ヶ浦市青少年健全育成推進大会に参加	市民会館 大ホール	協力員2名
7月～8月	夏季愛のパトロール(全4回)	中富地区内の青少年非行防止パトロール	中富地区内	3/4回実施 役員等11名
8月6日(土)	デイキャンプ代替行事(ボッチャ&花火大会)	スポーツレク(ボッチャ)、花火など	富岡分館	中止
9月22日(木) 18:00	第1回平川地区 袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員会	・令和5年袖ヶ浦市二十歳を祝う会の要項について ・コロナウイルス対策について ・記念行事について ほか	平川公民館	実行委員1名
10月30日(日) 9:30	第2回花いっぱい活動	花植え	平川公民館 東横田駅 富岡分館	役員等 会員
	第3回理事会	・令和4年度上半期事業報告及び予算執行状況について ・冬季愛のパトロールの開催について ほか	平川公民館	役員等
12月～1月	冬季愛のパトロール(全2回)	中富地区内の青少年非行防止パトロール	中富地区内	2/2回実施 役員等7名
1月8日(日)	令和5年袖ヶ浦市二十歳を祝う会	・袖ヶ浦市二十歳を祝う会記念式典	平川公民館	実行委員1名
	第2回平川地区袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員会	・袖ヶ浦市二十歳を祝う会の反省	平川公民館	実行委員1名

期 日	事業名	内 容	会 場	参加者
2月2日(木)	第2回地区住民会議事務局担当者会議	・市民会議・各地区住民会議の情報交換・連携	袖ヶ浦市役所	職員
2月4日(土)	デイキャンプ代替行事(ボッチャ大会)	スポーツレク(ボッチャ)	富岡分館	中川小児童等4名 役員等
3月1日(水)	青少年育成袖ヶ浦市民会議 第2回理事会	・令和5年度青少年育成袖ヶ浦市民会議会議予定について 他		
3月7日(火)	第4回理事会	・令和4年度事業実績見込み及び決算見込みについて ・令和5年度事業計画(案)及び予算(案)について ・令和5年度会員募集及び役員 の改選について ・令和5年度袖ヶ浦市青少年育成者感謝状贈呈候補者の推薦について	平川公民館	役員等
3月22日(水)	令和4年度会計監査		平川公民館	監事・会計
年1回 (2月17日(金))	広報誌発行	公民館ロビー等に掲示 中富地区自治会に回覧	平川公民館 ほか	中富地区毎戸配布(175部)
通 年	子ども安全パトロール	オレンジ色の帽子を着用しながら、パトロールを実施	中富地区内	今年度帽子購入 個数0個 今年度配付数4個 (内更新数4 個)
通 年	高齢者見守りネットワーク	一人暮らし高齢者宅の見守り	中富地区内	

令和5年度 地区住民会議中富ふれあいの会 事業計画

期 日	事業名	内 容	会 場	参加者
4月27日(木)	第1回理事会	・令和5年度定期総会の開催について ・袖ヶ浦市青少年育成者感謝状贈呈候補者の推薦について	平川公民館	役員等
5月27日(土)	定期総会	・令和4年度事業報告・決算・監査報告について ・令和5年度事業計画(案)・予算(案)について ・役員改選について	平川公民館	役員等 会員
5月29日(月)	青少年育成袖ヶ浦市民会議 第1回理事会	・令和4年度事業報告・決算・監査報告について ・令和5年度事業計画(案)・予算案について ほか		
6月9日(金)	青少年健全育成推進大会 第2回実行委員会	・当日の役割分担について ・感謝状選考委員会の結果について	市民会館 中ホール	協力員2名
6月10日(土)	第1回花いっぱい活動	花植え	平川公民館 東横田駅 富岡分館	役員等 会員
	第2回理事会	・令和5年度デイキャンプ・夏季愛のパトロールの開催について ほか	平川公民館	役員等
6月中	第1回地区住民会議事務局担当者会議	・市民会議・各地区住民会議の情報交換・連携	袖ヶ浦市役所	職員
7月1日(土)	令和5年度青少年健全育成推進大会	袖ヶ浦市青少年健全育成推進大会に参加	市民会館	協力員2名
7月中旬	久留里線活性化プロジェクト実行委員会総会	・役員選出について ・令和4年度事業報告・決算・監査報告について ・令和5年度事業計画(案)・予算(案)について ほか		
7月～8月	夏季愛のパトロール(全5回)	中富地区内の青少年非行防止パトロール	中富地区内	
7月29日(土)	デイキャンプ	デイキャンプ	富岡分館	
10月	第2回花いっぱい活動	花植え	平川公民館 東横田駅 富岡分館	役員等 会員
	第3回理事会	・令和5年度上半期事業報告及び予算執行状況について ・冬季愛のパトロールの開催について ほか	平川公民館	役員等
10月下旬	第1回久留里線活性化プロジェクト実行委員会			
12月	第1回平川地区二十歳を祝う会実行委員会	・令和6年二十歳を祝う会の要項について ・コロナウイルス対策について ・記念行事について ほか	平川公民館	実行委員1名
12月～1月	冬季愛のパトロール(全2回)	中富地区内の青少年非行防止パトロール	中富地区内	役員等

期 日	事業名	内 容	会 場	参加者
1月7日(日)	令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会	・二十歳を祝う会記念式典	平川公民館	実行委員1名
	第2回平川地区二十歳を祝う会実行委員会議	・二十歳を祝う会の反省		
1月中旬	第2回久留里線活性化プロジェクト実行委員会議			
2月	第2回地区住民会議事務局担当者会議	・市民会議・各地区住民会議の情報交換・連携	袖ヶ浦市役所	職員
3月	青少年育成袖ヶ浦市民会議 第2回理事会	・令和6年度青少年育成袖ヶ浦市民会議会議予定についてほか		
3月	第4回理事会	・令和5年度事業実績及び決算について ・令和6年度事業計画(案)及び予算(案)について ・令和6年度会員募集及び役員改選について ・令和6年度袖ヶ浦市青少年育成者感謝状贈呈候補者の推薦について	平川公民館	役員等
3月下旬	令和5年度会計監査		平川公民館	監事・会計
年1回	広報誌発行	公民館ロビー等に掲示 中富地区自治会に回覧	平川公民館 ほか	—
通 年	子ども安全パトロール	オレンジ色の帽子を着用しながら、パトロールを実施	中富地区内	
通 年	高齢者見守りネットワーク	一人暮らし高齢者宅の見守り	中富地区内	

令和4年度 地区住民会議ながうら青空の会 事業報告

期 日	事 業 名	内 容	会 場	参加者
4月22日(金)	第1回理事会	総会議事案件等について	長浦公民館	25人
5月29日(日)	令和4年度定期総会	令和3年度事業報告・決算、令和4年度事業計画・予算、役員改選 ほか	書面会議	66人
6月17日(金)	第2回理事会	親子ウォーキング・愛のパトロール ほか	長浦公民館	27人
7月2日(土)	青少年健全育成推進大会	青少年健全育成推進大会へ出席	市民会館	7人
7月23日(土)	袖ヶ浦市子どもスポーツ大会	グラウンドゴルフ大会 (個人競技のため取りまとめなし)	総合運動場	-
7月24日(日)	親子ウォーキング	親子ウォーキング (子ども25人、親24人、スタッフ32人)	長浦公民館 ほか	81人
8月2日(火)	あおぞらクラブ①	ペットボトルロケット(低学年) (子ども20人、スタッフ他13人)	長浦公民館	33人
8月9日(火)	あおぞらクラブ②	ペットボトルロケット(高学年) (子ども19人、スタッフ他22人)	長浦公民館	41人
7月29日(金)	夏季愛のパトロール	夜間巡回パトロール	長浦地区	12人
7月30日(土)	夏季愛のパトロール	夜間巡回パトロール	長浦地区	10人
8月6日(土)	夏季愛のパトロール	夜間巡回パトロール	長浦地区	11人
8月7日(日)	夏季愛のパトロール	夜間巡回パトロール	長浦地区	11人
7月26日(火)	なごやか交流会 (蔵波地区社協との共催)	簡単工作、モルック (子ども10人、スタッフ他16人)	今井青年館	26人
7月31日(日)	なごやか交流会 (蔵波地区社協との共催)	ボッチャ、モルック (子ども9人、スタッフ他13人)	長浦公民館	22人
8月7日(日)	なごやか交流会 (蔵波地区社協との共催)	ボッチャ、モルック (子ども4人、スタッフ他17人)	橘東青年館	21人
7月21日(木)	なごやか交流会 (長浦地区社協との共催)	プラズマカー(1, 2年生)	長浦小学校	中止
8月3日(水)	なごやか交流会 (長浦地区社協との共催)	プラズマカー(3年生以上)	長浦小学校	中止
8月19日(金)	第3回理事会	公民館に泊まろう!・長浦地区小学生モルック大会 ほか	長浦公民館	25人
8月31日(水)	青空の会だより発行	長浦地区自治会回覧(542部)		
9月11日(日)	公民館に泊まろう!保護者説明会・事前研修会	公民館に泊まろう!実施要領説明・オリエンテーション ほか (子ども10人、保護者9人、スタッフ10人)	長浦公民館	29人
9月23日(金)~9月24日(土)	公民館に泊まろう!(1泊2日)	小学生が公民館に宿泊し、共同生活を する (子ども10人、スタッフ19人)	長浦公民館	29人
10月1日(土)	長浦地区小学生モルック大会	モルック大会 (子ども15人、スタッフ15人)	長浦公民館	30人
11月19日(土)	あおぞらクラブ③	キックベースボール (子ども7人、スタッフ他18人)	長浦公民館	25人
10月22日(土)	なごやか交流会 (長浦地区社協との共催)	芋ほり (子ども5人、スタッフ他12人)	長浦地区	17人
11月27日(日)	なごやか交流会 (長浦地区社協との共催)	モルック、石焼き芋 (子ども7人、スタッフ他17人)	長浦公民館	24人

期 日	事 業 名	内 容	会 場	参加者
12月3日(土)	子ども安全パトロール 全体会議	地域で守る子どもたちの安全	長浦公民館	16人
12月19日(月)	理事視察研修	造幣さいたま博物館 ほか		18人
1月31日(火)	青空の会だより発行	長浦地区自治会回覧(542部)		
2月17日(金)	第4回理事会	令和4年度事業報告・令和5年度事業計画(案) ほか	長浦公民館	29人
3月31日(金)	決算審査	監事による令和4年度決算審査	長浦公民館	2人
毎月第2・4 木曜日	地域支援づくり事業(溜まり場)	インドア・ローンボウルズ ほか	長浦公民館	158人
通 年 (登校日朝夕)	子ども安全パトロール	登録ボランティアによる自主的パトロール・あいさつ運動	令和5年3月31日現在の登録者数	121人

令和5年度 地区住民会議ながうら青空の会 事業計画

期 日	事 業 名	内 容	会 場
4月21日(金)	第1回理事会	総会議事案件等について	長浦公民館
5月28日(日)	令和5年度定期総会	令和4年度事業報告・決算、令和5年度事業計画・予算、役員改選ほか	長浦公民館
6月16日(金)	第2回理事会	親子ウォーキング・愛のパトロール・デイキャンプほか	長浦公民館
7月1日(土)	青少年健全育成推進大会	青少年健全育成推進大会へ出席	市民会館
7月16日(日)	親子ウォーキング	親子ウォーキング	長浦公民館 ほか
7月21日(金)	なごやか交流会 (長浦地区社協との共催)	プラズマカー (1, 2年生)	長浦小学校
7月24日(月)	なごやか交流会 (長浦地区社協との共催)	プラズマカー (3年生以上)	長浦小学校
7月25日(火)	なごやか交流会 (蔵波地区社協との共催)	モルック等	今井青年館
7月29日(土)	なごやか交流会 (蔵波地区社協との共催)	ボッチャ・モルック等	橘東青年館
8月	青空の会だより発行	長浦地区自治会回覧 (600部)	/
8月1日(火)	あおぞらクラブ①	ペットボトルロケット (低学年)	長浦公民館
8月5日(土)	なごやか交流会 (蔵波地区社協との共催)	ボッチャ・モルック等	長浦公民館
8月8日(火)	あおぞらクラブ②	ペットボトルロケット (高学年)	長浦公民館
7月～8月	夏季愛のパトロール (4回)	夜間巡回パトロール	長浦地区
8月18日(金)	第3回理事会	あおぞらクラブ ほか	長浦公民館
8月20日(日)	デイキャンプ	キャンプファイヤー・花火大会 ほか	長浦公民館
10月8日(日)	あおぞらクラブ③	モルック大会	長浦公民館
11月2日(木)	なごやか交流会 (長浦地区社協との共催)	未定	代宿公民館
12月2日(土)	なごやか交流会 (長浦地区社協との共催)	焼き芋	長浦公民館
1月頃	青空の会だより発行	長浦地区自治会回覧 (600部)	/
2月16日(金)	第4回理事会	令和5年度事業報告・令和6年度事業計画(案) ほか	長浦公民館
3月2日(土)	なごやか交流会 (蔵波地区社協との共催)	かるた大会	長浦公民館

期 日	事 業 名	内 容	会 場
3月下旬	決算審査	監事による令和5年度決算審査	長浦公民館
適 時	子ども安全パトロール 全体会議	未定	長浦公民館
適 時	理事視察研修	未定	未定
毎月第2・4 木曜日	地域支援づくり事業（溜まり場）	インドア・ローンボウルズ 他	長浦公民館
通 年 （登校日朝夕）	子ども安全パトロール	登録ボランティアによる自主的パトロール・あいさつ運動	長浦地区

令和4年度 地区住民会議根っ子の会 事業報告

実施日	事業名	内容	会場	参加者
4月28日(木)	第1回理事会(19:00～)	根っ子の会総会に向けての内容確認等を実施。	根形公民館 講義研修室	理事15名 事務局3名
5月22日(日)	総会(9:30～)	令和3年度事業報告及び決算報告、令和4年度事業計画(案)及び予算(案)並びに役員(案)等について協議し、すべて承認された。	根形公民館 多目的ホール	85名 (うち委任状対応42名)
5月22日(日)	研修会(10:20～)	講師(根形駐在所 倉持 翼 氏)を招き、青少年健全育成に関わる内容を学習した。	根形公民館 多目的ホール	43名
6月9日(木)	根形わくドキ体験第1回 実行委員会会議(19:00～)	開催内容等について協議し、ねこまると共催で実施する方向で調整することを確認。	根形公民館 講義研修室	実行委員12名
6月23日(木)	第2回理事会(19:00～)	根形わくドキ体験をねこまると共催で実施することが承認された。また、夏季愛のパトロール等について協議。	根形公民館 講義研修室	理事12名 事務局3名
7月2日(土)	青少年健全育成推進大会	協力員の派遣及び啓発活動を実施。また、会員1名に感謝状が贈呈された。	市民会館	理事1名 協力員2名 事務局2名
8月4日(木)	第2回根形わくドキ体験 実行委員会会議(19:00～)	今年度は、ねこまると共催による夏のイベントとし、等を計画。実施内容、役割分担等について協議。	根形公民館 講義研修室	実行委員8名
8月1日(月) 8月2日(火)	ねこまる(通常版)	地域の若者(N.O.C)が地域の子どもたちを対象に、勉強支援や体験活動を提供した。	根形公民館	延べ59名が参加
8月2日(火) 8月21日(日)	夏季愛のパトロール	地区内を3コースに分けて、パトロールを実施。3日間実施で計画していたが、雨天により1日間を中止とした。	根形地区	9名が協力
8月20日(土) 8月21日(日)	根形わくドキ体験 (ねこまる特別版)	地域の若者(N.O.C)が地域の子どもたちを対象に、体験活動(水でっぽうづくり・グラウンドゴルフ等)を計画・実施した。	根形公民館	子ども18名 大人29名
10月6日(木)	第3回理事会(19:00～)	青少年健全育成標語の審査等を実施。	根形公民館 講義研修室	理事15名 事務局3名
12月25日(日) 12月27日(火)	冬季愛のパトロール	地区内を3コースに分けて、パトロールを実施。	根形地区	延べ10名が協力
2月16日(木)	第4回理事会	令和4年度事業結果、次年度の計画等について協議。	/	/
3月3日(金)	青少年健全育成標語に係る賞状授与	優秀作品の入賞者に賞状及び記念品を授与。	根形小学校 根形中学校	根形小学校 最優秀1名、優秀12名 根形中学校 最優秀1名、優秀5名
3月22日(水)	青少年健全育成標語看板製作及び貼付	根形地区内の既設看板に最優秀作品を貼付。	/	/
3月31日(金)	令和4年度監査	令和4年度決算について監査。	根形公民館 他	監事2名 事務局1名
通年	子ども安全パトロール	オレンジ帽子を活用し、「ながらパトロール」等を実施。	根形地区	オレンジ帽子 登録者数193名

令和5年度 地区住民会議根っ子の会 事業計画

実施日	事業名	内容	会場	備考
4月26日(水)	第1回理事会(19:00～)	根っ子の会総会に向けての内容確認等。	根形公民館 講義研修室	
5月21日(日)	総会(9:30～)	令和5年度事業報告及び決算報告、令和5年度事業計画(案)及び予算(案)並びに役員(案)等について協議。	根形公民館 視聴覚室	
5月21日(日)	研修会(10:30～)	青少年健全育成に関わる内容について、講師を呼んで実施。	根形公民館 視聴覚室	講師:根形駐在所 倉持 翼 氏
6月8日(木)	根形わくドキ体験第1回 実行委員会議(19:00～)	実施内容等について協議。	根形公民館 講義研修室	
6月22日(木)	第2回理事会(19:00～)	令和5年度事業の詳細について協議。	根形公民館 講義研修室	
7月1日(土)	青少年健全育成推進大会	協力員の派遣及び啓発活動を実施。また、会員に感謝状を贈呈。		
7月下旬 ～8月下旬	夏季愛のパトロール	地区内を3コースに分けて、パトロールを実施。 ※4日間程度	根形地区	
8月10日(木)	根形わくドキ体験第2回 実行委員会議(19:00～)	参加申込状況、全体スケジュール等の最終確認。	根形公民館 講義研修室	
8月19日(土) 8月20日(日)	根形わくドキ体験	ねこまる(NOC)と共催で体験活動を実施予定。	根形公民館 及び根形運動 広場	
9月7日(木)	根形わくドキ体験第3回 実行委員会議(19:00～)	根形わくドキ体験のふりかえり。	根形公民館 講義研修室	
10月5日(木)	第3回理事会(19:00～)	青少年健全育成標語の審査。また、上半期事業の実施結果を報告。	根形公民館 講義研修室	
12月	冬季愛のパトロール	地区内を3コースに分けて、パトロールを実施。 ※2日間程度	根形地区	
1月	青少年健全育成標語 に係る賞状授与	優秀作品の入賞者に賞状及び記念品を授与。	根形小学校 根形中学校	根形小学校 最優秀1名、優秀12名 根形中学校 最優秀1名、優秀5名
1月中旬	青少年健全育成標語 看板製作及び貼付	根形地区内の既設看板に最優秀作品を貼付。		
2月中旬	根っ子の会だより 発行	事業報告(夏季愛のパトロール、青少年健全育成標語の優秀作品等紹介)。	根形地区(各区、分区に回覧)	
2月15日(木)	第4回理事会(19:00～)	令和5年度事業結果、次年度の計画等について。	根形公民館 講義研修室	
3月下旬	令和5年度監査	令和5年度決算について監査。	根形公民館 他	監事2名 事務局1名
通年	子ども安全パトロール	オレンジ帽子を活用し、「ながらパトロール」等を実施。	根形地区	

令和4年度 地区住民会議名幸ヶ丘の会 事業報告

期 日	事 業 名	内 容	会 場 備 考
4月7日(木)	役員会	・令和4年度事業計画について ・役員改選について	平岡公民館1階会議室 役員3名、職員1名
4月19日(火)	第1回理事会	・令和4年度定期総会について ・袖ヶ浦市青少年育成者感謝状贈呈候補者の推薦について ・子ども安全パトロールについて ・通学合宿について ・令和4年度役員改選について	平岡公民館2階視聴覚室 役員等14名、職員1名
5月8日(日)	総会	・令和3年度事業報告・決算 ・令和4年度事業計画(案)・予算(案)・役員改選	平岡公民館多目的ホール 会員52名、職員3名
	研修会	「バイパス開通に伴う通学路について」 木更津警察署平岡駐在所 荒川尊俊氏	
5月24日(火)	第2回理事会	・袖ヶ浦市青少年育成者感謝状贈呈候補者の推薦について ・夏季愛のパトロールについて	平岡公民館2階視聴覚室 役員等15名、職員1名
5月25日(水)	袖ヶ浦市青少年育成者感謝状贈呈候補者推薦	袖ヶ浦市青少年育成者感謝状贈呈候補者の推薦	個人1名、団体1団体を推薦
6月1日(水)	袖ヶ浦市民会議 第1回理事会	・役員選出について ・令和3年度事業報告及び決算について ・令和4年度事業計画案及び予算案について ・袖ヶ浦市青少年育成者感謝状贈呈候補者の選出について ・青少年健全育成推進大会について ・各地区住民会議について(報告)	市役所旧館3階大会議室 会長1名、職員1名
6月6日(月)	青少年健全育成推進大会大会冊子パネル展示資料製作		
6月10日(金)	青少年健全育成推進大会 第2回実行委員会	・当日の役割分担について ・感謝状選考委員会の結果について	市民会館 協力員2名
6月23日(木)	通学合宿説明会	中止	
7月2日(土)	青少年健全育成推進大会	袖ヶ浦市青少年育成者感謝状授与 ・個人 鈴木めぐみ ・団体 野里子ども会	市民会館
7月3日(日)～ 5日(火)	ひらおか通学合宿	中止	
7月9日(土)	夏季愛のパトロール	平岡地区を巡回し、危険個所の点検(10:00～12:00)	役員会員10名 職員1名
7月29日(金)	夏季愛のパトロール	平岡地区を巡回(19:00～20:30)	役員等3名 職員1名
8月5日(金)	夏季愛のパトロール	平岡地区を巡回(19:00～20:30)	役員等3名 職員1名
8月19日(金)	夏季愛のパトロール	平岡地区を巡回(19:00～20:30)	役員等3名 職員1名
9月22日(木)	令和5年袖ヶ浦市二十歳を祝う会 第1回平川地区実行委員会	・令和5年20歳を祝う会の要項について ・記念行事について ・式典前日準備、当日の役割分担について ・第2回実行委員会について	平川公民館 会長、実行委員 2名

期 日	事 業 名	内 容	会 場 備 考
10月1日(土)	会報誌「名幸ヶ丘の会だより」発行	・勾玉づくり&パンケーキ作りに挑戦しよう！！参加者募集 ・令和4年度役員紹介 ・子ども安全パトロールの実施	平岡地区自治会加入世帯に回覧、窓口配布
10月29日(土) 10月30日(日)	平岡公民館文化・スポーツまつり	平岡公民館文化・スポーツまつりでパネル展示し、事業を紹介	
11月19日(土)	通学合宿代替事業 勾玉づくり&パンケーキ作りに挑戦しよう！！	・勾玉づくり&パンケーキ作りに挑戦 ・焼き芋 ・紙ひこうき	ひらおか農村公園 参加者28名 会長1名、職員2名
1月8日(日)	袖ヶ浦市二十歳を祝う会(平川地区)	20歳を祝う会記念式典	平川公民館
	令和5年袖ヶ浦市二十歳を祝う会 第2回平川地区実行委員会	・20歳を祝う会実施結果報告 ・20歳を祝う会の反省点について	
3月1日(水)	袖ヶ浦市民会議 第2回理事会	・各地区住民会議活動状況について ・令和5年度事業計画案及び予算案について ほか	市役所旧館3階大会議室 会長1名、職員1名
3月2日(木)	第3回理事会	・令和4年度決算見込みについて ・令和5年度事業計画(案)について ・令和5年度会員募集及び役員の改選について	平岡公民館2階視聴覚室 役員等13名、職員1名
3月31日(金)	会計監査	令和4年度会計監査	平岡公民館 監事2名
通年	子ども安全パトロール	・オレンジ帽子の配布及び啓発活動 ・児童・生徒の安全安心のためのパトロール(青パトによる広報 毎週月・水・金 15:00~16:30)	平岡地区全域 今年度配布数 18個 協力者登録総数 107名
通年	高齢者見守りネットワーク	一人暮らし高齢者宅の見守り	平岡地区

令和5年度 地区住民会議名幸ヶ丘の会 事業計画

期 日	事 業 名	内 容	会 場 備 考
4月18日(火)	第1回理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・定期総会について ・青少年健全育成推進大会協力員の選出について ・子ども安全パトロールについて ・通学合宿について ・袖ヶ浦市青少年育成者感謝状贈呈候補者の推薦について 	平岡公民館
5月14日(日)	定期総会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度事業報告・決算 ・令和5年度事業計画(案)・予算(案)・役員改選 ほか 	平岡公民館多目的ホール
	研修会	「私が出会った子ども達から学ばさせていただいたこと」 元平岡小学校長 武藤 光夫氏	
5月12日(金)まで	袖ヶ浦市青少年育成者感謝状贈呈候補者推薦	袖ヶ浦市青少年育成者感謝状贈呈候補者の推薦	—
5月23日(火)	第2回理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度ひらおか通学合宿について ・夏季愛のパトロールについて ・令和5年度青少年健全育成推進大会について 	平岡公民館
5月29日(月)	袖ヶ浦市民会議第1回理事会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度事業報告及び決算について ・令和5年度事業計画案及び予算案について ・青少年健全育成推進大会実施について ・各地区住民会議について(報告) ほか 	市役所 旧館3階大会議室
6月9日(金)	青少年健全育成推進大会 第2回実行委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・当日の役割分担について ・感謝状選考委員会の結果について 	市民会館
6月～8月	夏季愛のパトロール	平岡地区を巡回(4回実施)	平岡地区
6月22日(木)	通学合宿説明会	通学合宿参加者・保護者に事業説明	平岡公民館
7月1日(土)	袖ヶ浦市青少年健全育成推進大会	青少年健全育成推進大会に参加	市民会館
7月2日(日)～3日(月)	ひらおか通学合宿	平岡公民館で1泊2日 対象：平岡小学校5～6年生	平岡公民館
10月	会報誌「名幸ヶ丘の会だより」発行	<ul style="list-style-type: none"> ・総会・研修会の開催 ・令和5年度役員紹介 ・夏季愛のパトロール・通学合宿の開催 	平岡地区自治会加入世帯に回覧、窓口配布
10月	令和6年袖ヶ浦市20歳を祝う会 第1回平川地区実行委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年20歳を祝う会の要項について ・記念行事について ・式典前日準備、当日の役割分担について ・第2回実行委員会について 	平川公民館
11月4日(土)～11月5日(日)	平岡公民館文化・スポーツまつり	平岡公民館文化・スポーツまつりへの協力	平岡公民館

期 日	事 業 名	内 容	会 場 備 考
11月	第3回理事会	・ 令和5年度上半期事業の反省など	平岡公民館
1月7日(日)	袖ヶ浦市20歳を祝う会(平川地区)	20歳を祝う会記念式典	平川公民館
	令和6年袖ヶ浦市20歳を祝う会 第2回平川地区実行委員会	・ 20歳を祝う会実施結果報告 ・ 20歳を祝う会の反省点について	
3月	袖ヶ浦市民会議第2回理事会	・ 各地区住民会議活動状況について ・ 令和6年度事業計画案及び予算案について ほか	市役所
3月	第4回理事会	・ 令和5年度決算見込みについて ・ 令和6年度事業計画(案)について ・ 令和6年度会員募集及び役員の改選について ・ 令和6年度袖ヶ浦市青少年育成者感謝状贈呈候補者の推薦について	平岡公民館
3月下旬	会計監査	令和5年度会計監査	平岡公民館
通年	子ども安全パトロール	・ オレンジ帽子の配布及び啓発活動 ・ 児童・生徒の安全安心のためのパトロール(青パトによる広報 毎週月・水・金 15:00~16:30)	平岡地区
通年	高齢者見守りネットワーク	一人暮らし高齢者宅の見守り	平岡地区